

V その他の会議

(法 100⑫、会規 167)

1 全員協議会

● 目的等

全員協議会は、市長から依頼のある事項、または議会内の事項で特に全議員の協議を要する事項について協議するため、議長が招集する。

改選期ごとに初顔合わせのための全員協議会を開催しているが、それ以外の事例は少ない。

なお、令和 6 年中の開会はなし。

2 会派代表者会議

● 目的等

会派代表者会議は、議会関係役職及び議員選出各種委員等の選考のための各会派間の調整、その他議長が特に必要と認める事項の協議を行うため、議長が招集する。会派代表者会議は、所属議員 3 人以上の会派の代表者をもって構成する。

なお、2 人会派の代表者または無所属議員は、オブザーバーとして出席することができる。
(申し合わせ)

この会議において調整のついた事項については、必要に応じて議長から議会運営委員会に報告する。(先例)

なお、令和 6 年中の開会回数は 11 回。

3 委員会協議会

● 目的等

委員会が付託された事件及び所管事務調査事件以外の案件について調査、研究または協議するために、常任委員長が招集する。

なお、令和 6 年中の開催はなし。